

第5回 練馬区区民協働推進会議 議事概要

《日時・場所》

- 1 日時 平成23年7月26日 午前9時～午前11時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室

《次第》

- 1 開会
- 2 案件
 - (1) 平成23年度練馬区協働事業提案制度の実施について
 - (2) 協働事業評価制度の創設について
- 3 その他

《出席者》

大垣喜久江委員、尾崎恭司委員、小室裕一委員、佐藤勝彦委員、平修久委員、高橋司郎委員、長澤英男委員、犬塚隆委員（区民生活事業本部長）、宮下泰昌委員（産業地域振興部長）

（事務局）地域振興課職員 3名

（傍聴者）なし

1 開会

座長

- ・第5回練馬区区民協働推進会議を開催する。
- ・案件に入る前に、第4回会議の議事について、概要をまとめたものを議事概要案としてお配りしている。加筆、修正等があればお出しいただきたい。
- 意見なし
- ・今後、練馬区のホームページで公開していく。

2 案件

(1) 平成23年度練馬区協働事業提案制度の実施について

座長

- ・平成23年度協働事業提案制度の実施について、事務局より説明をお願いします。

事務局

- 資料1、資料2を説明

座長

- ・質問、意見はあるか。

委員

- ・継続提案事業について、今年度実施している事業を次年度は拡充し、更に実施団体も本年度実施している団体が属している連合組織で事業を提案した場合、申請団体が変わることになるが、継続提案としての取り扱いになるのか。

事務局

- ・原則として提案団体が変わるのは、新規の提案として取り扱う。

座長

- ・提案団体と提案団体の責任者が違う場合は、新規事業として取り扱うということで良いか。

事務局

- ・その取り扱いで良い。

座長

- ・他に質問・意見はあるか。

委員

- ・昨年度の提案制度の審査をして、提案された事業が一過性であってはならないと考えていた。継続することにより、より大きな効果が生まれてくる。また、更に必要な事業については、各事業関係課で予算を組んで続けていくということで、事業の流れが良くなったと感じている。
- ・提案制度の活用方法は、大きく三つに分けることができると思う。一つ目は、今まで実施してきた事業を更に広げる時。二つ目は、その事業を基盤としつつ、新しい事業を展

開する時。三つ目は、全く新しい事業を立ち上げる時である。特に三つ目の新規事業の立ち上げの事業は、一過性の事業になってしまっは残念である。継続することも重要である。

座長

- ・他に質問・意見はあるか。

委員

- ・資料2の中段に「特定の団体との協働を固定化、長期化することがないよう、時限を設けることで、団体の自立化に向けた取り組みが促されるとともに、協働の関係を見直す機会となる」とあるが、この文言は必要か。

事務局

- ・協働事業提案制度での継続提案を最長で2年までとしている。時限を設けることで、団体の自立化や事業を継続する必要性、継続する場合の方法などを考えながら、協働事業に取り組んでいただきたいということで、この文言を入れている。あくまでも協働事業提案制度の中での考え方であり、全ての協働事業を対象としたものではない。

委員

- ・団体の自立化に向けた取り組みが促されとあるが、2年間の協働事業が終わったあとに団体が自立して事業を行うのは難しいと思う。また、協働の関係を見直す機会となるという表現も厳しすぎると思う。

事務局

- ・ご指摘の部分は、協働事業提案制度で事業を行う2年間の中で、その後の事業のあり方を考えて欲しいという思いがある。表現については見直し検討する。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・募集要項案の2ページ、特定分野に関する事業への自由提案の「循環型社会づくり」の表現について、循環型社会づくりと言っても、読んだ人が何をイメージするか。ちょっと表現が難しいのではないか。おそらくエコを含めて、このような表現になっていると思うが、区民の皆さんが読んだときに、イメージできるかを考える必要がある。
- ・また、「上記～以外の分野で緊急性が高い事業」について、少し例を示したほうが良いのではないか。今年度の東京都の地域の底力再生事業助成の中で、緊急に追加したのが、防災と節電対策である。このように、緊急性の高いと思われる課題について、例示がないと、イメージができないのではないか。

事務局

- ・循環型社会づくりについて、区としては、エコやリサイクルなどをイメージしている。練馬区の基本構想や長期計画などで循環型社会づくりという文言を使用しているため、募集要項案でもそのまま使用した。しかし、委員ご指摘のとおり、具体的なイメージが

できないところもあると思うので、協働事業提案制度の事業説明会や区ホームページなどを通じて案内をしていく。

- ・また、緊急性の高い事業について、委員からお話があった節電に関する事業というのもあると思う。これについては、例示を入れるかどうか検討する。

委員

- ・募集要項案だけを見ると、なかなか事業のイメージが湧きづらいので、例示を入れたほうがわかりやすいと思う。しかし、例示を入れることにより、その事業だけに固定されてしまう場合があるので、単なる例示だということをわかりやすく表現する必要がある。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・特定分野に関する事業等への自由提案の の緊急性が高い事業について、緊急性だけで良いのか。重要度や優先度などもあると思うので、再度検討して欲しい。
- ・また、先ほども委員から指摘があった、資料2の「特定の団体との協働を固定化、長期化することがないよう、時限を設けることで、団体の自立化に向けた取り組みが促されるとともに、協働の関係を見直す機会となる」の部分で、「特定の団体との協働を固定化、長期化することがないよう」とあるのは、協働事業提案制度の活用する上でのことであり、協働事業の中には、長期化して欲しいものであると思う。表現としては、協働事業提案制度の活用をだらだらと続けることがないようにというような意味で書き直してもらいたい。更に、「協働の関係を見直す機会となる」の表現については、協働の関係を見直すことで、事業を発展させる、前進させるような表現にしたほうが良い。

座長

- ・今の委員の意見は、協働事業提案制度事業のものと協働事業全体のことを、しっかり区別して表現をして欲しいということである。協働事業提案制度で実施した事業については、行政が引き取って事業関係課の予算で続けていく事業や、地域活動団体が独自に続けていく事業、あるいは、終了する事業がある。そうしたことを踏まえて、表現の見直しをお願いする。
- ・もう一つは、特定分野に関する事業等への自由提案の の緊急性の高い事業について、緊急性だけでは、提案する団体もそれを証明することが難しいので、重要度とか優先度なども含めて、表現を検討する必要があるのではないかという意見である。重要度や優先度については、募集要綱案の7ページの審査基準において、その表現が使われているため、その表現と重ならないように、緊急性という表現を使ったと思う。「緊急性の高い」の意味するところを、わかりやすく区民に説明してもらいたい。
- ・他に意見はあるか。

委員

- ・募集要項案の3ページにある協働事業提案制度の流れの中で、「中間評価（確認）」という表現がある。確認であれば、現状を確認することであると思うが、評価となると、確認にプラスアルファの要素がある。この表現の意図するところと、評価をすることにより、継続事業の提案にどのような影響を及ぼすのか教えて欲しい。

事務局

- ・中間評価の内容をどのように活用していくかは、今後、検討をお願いする。
- ・「中間評価（確認）」としたのは、主に事業実施期間の中間期ということで事業の進捗状況を中心に様子を見ていきたいということから確認という表現をしている。評価の部分については、確認をした上で、極端に事業が上手く進んでない部分があれば、区民協働推進会議として助言をしていただければと考えている。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・募集要項案の9ページにある意見交換シートについて、「協働事業企画提案書（完成前でも可）」という表現があるが、完成前の程度について、事業のおおまかなイメージがわかる程度など、具体的に記載をしたほうが良い。

事務局

- ・もう少し具体的な表現を追加していく。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・練馬区で任意団体として活動している団体の数は把握しているか。

事務局

- ・把握していない。

委員

- ・ボランティアセンターでもよく聞かれることであるが、団体登録という形を取っていないので把握はしていない。また、団体登録という形を取ったとしても、任意で活動している団体があると思うので、把握は難しい。

委員

- ・光が丘を中心に活動している練馬区民の団体は、約300団体ある。

委員

- ・私が知っている範囲で、みどりに関係する団体は、約50団体ある。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・募集要綱案の特定分野に関する事業等の自由提案の分野について、幅広く、柔軟に対応をお願いします。例えば、の循環型社会づくり・みどりを育む活動については、昆虫や動物なども含めて対応をお願いしたい。また、の防災・防火・防犯については、交通安全も含めて対応をお願いしたい。
- ・また、継続提案について、区が負担する経費については、現在区が負担している経費が上限額となっている。今年度、区が負担している経費が40万円であっても、増額は認めないということか。

事務局

- ・その通りである。

委員

- ・継続提案については、より成果・効果を出すために、今年度以上の活動が必要になる。その場合、経費も増えることが往々にしてあると思うが、それは認めないということか。

事務局

- ・今年度以上の活動については、団体の自己資金の活用を期待している。ただし、団体にも大きな負担になる場合があるので、金銭的な負担を伴う事業の充実は難しいとは思う。事業の実施方法などで工夫をしてもらいたいと考えている。

委員

- ・今年度と同じ事業を実施するのに、今年度以上の経費の負担を求めることは認められないと思うが、今年度の事業に加えて、更に活動を充実することで、より高い効果が期待できるのであれば、それに必要な経費として、他の団体に認められる上限額までは、認めて良いのではないか。

座長

- ・継続提案についての区が負担する経費については、これまでの意見を踏まえ、事務局で再度検討をお願いします。
- ・他に意見はあるか。
- 意見なし

(2) 協働事業評価制度の創設について

座長

- ・協働事業評価制度について、事務局より説明をお願いします。

事務局

- 資料3、資料4を説明

座長

- ・質問、意見はあるか。

委員

- ・評価シートは区のホームページで公開するのか。

事務局

- ・公開していく予定である。

委員

- ・継続提案について、中間評価の結果をどのように活用するのか。

事務局

- ・中間評価で事業の進捗状況の確認を行うことになるが、あまり上手くいっていない事業については、その理由が今回の震災のように止むを得ない事情であれば仕方ないが、それ以外に理由があるとすれば、事業を継続した場合にも同じ課題が生じる可能性があるため、そのあたりを踏まえて、審査をしていただく必要がある。
- ・また、当初の想定どおりできなかった部分について、それに対する対応ができていないなどについても加味しながら、総合的に判断をしていただくことになると考えている。

委員

- ・資料3の別紙の1、2は、事業実施団体と区の事業関係課が協議をしながら、作成することになる。また、別紙の3は、別々に作成することになる。別紙3については、結果が大きく違ってくとも考えられる。協働の相手方を非難するような結果になることが無いとは言えない。別紙3の評価を実施する意義もわかるが、初年度から実施するには厳しいのではないかという危惧もある。

事務局

- ・前回の会議においても、同じようなご意見をいただいた。事務局としては、協働事業を区職員が勉強しつつ、団体の皆さんも理解をしていただきながら、進めていく必要があると考えている。そのためには、どこかの時点で、それぞれの考え方を確認し合うことが重要であると考えている。また、別紙3の評価を行うことにより、次に協働事業を行う事業関係課や団体が、どのような点に気をつけ、どのようなことを考えていけば良いのかなど、事業を進めるうえで、参考として活かしていければ良いと考えている。

委員

- ・全庁的に見ると協働の取り組みには、部署ごとにかなりの温度差があると思う。
- ・前回の協働事業提案制度においても、現実として、非常に協力した部署と、あまり協力的でなかった部署があった。
- ・物事を前に進めようとして、一遍に改革をやることも良いが、現実を踏まえて、少しずつ変えていった方が良い場合もあるのではないか。

委員

- ・資料3の別紙3の評価シートもホームページで公開していく対象か。

事務局

- ・公開していく予定である。

委員

- ・公開をするとすると、区民の皆さんも区の事業関係課も、正直に書けなくなるのではないかと。協働を進めていくためには、お互いに正直な意見を聞くというのは、非常に重要なことである。この評価シートを有効に活用するのであれば、お互いが正直に評価したシートを交換し、お互いの糧にするという方法が良いのではないかと。
- ・別紙1、2のシートについては、双方で協議のうえ作成するので、公開しても良い。

事務局

- ・二つの方向があると思う。一つは職員の意識に関すること。温度差があるということである。今回、区が協働で実施したい事業の募集を行った結果、応募された事業が無かった。こうした部分においては、協働に関する職員の意識啓発を、今後も継続的に実施する必要があると感じている。意識啓発のためには、協働を進めていく中で、正直なご意見をいただくことが必要で、区が気づかなかった点に気づくことが期待できる。
- ・しかし一方で、正直な意見が重要であるにも関わらず、公開となると本音が語れないということである。こうしたことも考えられるので、別紙3のシートについては、再度検討をしていく。例えば、評価の一部ではなく、アンケートというような位置づけも考えられると思うので、そうしたことも含めて検討していく。

座長

- ・別紙1、2のシートについては、公開する予定ということで良いか。

事務局

- ・公開する予定で良い。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・資料3の四角で囲ってある部分で「ア 事業の視察を行う」という文言がある。対等の原則からして、視察という表現は、違和感がある。

事務局

- ・表現を見直していく。

委員

- ・同じく資料3の四角で囲ってある部分で「提出された中間評価(確認)の結果を踏まえ、区民協働推進会議は、つぎのいずれかの方法により事業の確認を行うことができるものとする」という部分と、その上の段の「評価結果に対して、意見書を提出する」という部分との関係で、意見書と事業の確認は、どちらが先になるのか。

事務局

- ・事業ごとに判断することになる。事業を見てからでないと、意見書を出せない事業もあれば、提出された評価シートで事業の進捗状況などは、概ね把握できるが、協働事業を進めていくうえで、参考までに事業の見学等をしてみようという場合もあると思う。た

だ、基本的には、意見書を提出する前に、見学やヒアリング等を実施することになると思う。

委員

- ・確認について、中間評価（確認）と区民協働推進会議が行う事業の確認がある。先ほども出た話ではあるが、中間評価（確認）の確認に何か意味があったのか。

事務局

- ・庁内でも議論されたところではあるが、制度の走り始めでもあり、事業の実施途中での評価となると、実施している団体にとっては負担感がある。また、中間評価は進捗状況の確認に主眼を置きながら実施することとしているため、中間評価という表現を残しつつ、事業の進捗状況の確認ということで中間評価（確認）としている。

委員

- ・中間評価（確認）の確認については、理解ができた。同じ段落の中に内容の違う「確認」があるので、文言を見直しても良いと思う。

委員

- ・中間評価（確認）の確認は、進捗状況の把握という表現で良いのではないか。

事務局

- ・文言の見直しを検討する。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・資料4の楽膳倶楽部の事業について、15人週25食程度とある。週25食とは、1日に5食ということで良いか。

事務局

- ・登録している方が15人で、毎日注文される方、週に1回しか注文されない方など、様々であるため、必ずしも1日5食にはならないが、一週間の延べで25食程度ということである。

委員

- ・一週間で25食は、少ないのではないか。

事務局

- ・当初の見込みどおりには実施できていないことは聞いている。周知については、努力をされている。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・資料3の別紙1、2は、団体と区の事業関係課で協議をしながら作成することになっているが、具体的にはどのように進めていくのか。

事務局

- ・協働事業の提案段階で地域振興課が仲立ちをして、団体と事業関係課との意見交換の場を設けてきた。それと同じような場を設けて、双方が顔をつき合わせて協議をしながら作成をしていきたいと考えている。

委員

- ・具体的に作成するのは団体になるのか。

事務局

- ・協議の場を設けて作成していくことになるので、事業ごとに違いはあると思うが、事業の実施主体は団体であるため、団体が中心に作成するほうが、多くなると考えている。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・資料3の2の に「意見書を提出する」という文言があるが、意見書のイメージがあったら、説明をお願いします。

事務局

- ・団体と事業関係課の双方で作成した中間評価（確認）シートを、区民協働推進会議で報告していく。その際に、各委員から出された意見の集約したものを、区民協働推進会議からの意見書として、団体と事業関係課に伝えていきたいと考えている。

委員

- ・「もう少し頑張ってください」とか「この点に留意してください」というようなことで良いか。

事務局

- ・そのようなことで良い。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・（1）の案件に戻ることになるが、募集要綱案の4ページのこの制度の対象とならない事業の中で「7 国や地方公共団体などから助成等を受けている事業、または受ける予定がある事業」とあるが、この範囲はどのように考えているか。

事務局

- ・既に国や地方公共団体から助成金などを受けて実施している事業は、制度の対象外である。ただ、助成金を受けている団体でも、助成金を受けていない事業については、提案していただくことができる。
- ・助成金の申請中で、助成が確定してない事業も提案していただくことができるが、助成を受けることが決定した段階で、どちらか一方を選択してもらうことになる。

委員

- ・助成金を受けたことがある事業であっても、提案は可能ということで良いか。

事務局

- ・同じ事業に対して、助成金と協働事業提案制度の補助金を、同年度内に受けることがなければ良い。

座長

- ・他に意見はあるか。

委員

- ・中間評価（確認）に対して、区民協働推進会議は、意見書の提出を義務付けられるということになると思う。その場合、上手くいってない事業については、その原因や対処方法などの意見を求めることになるのか。

事務局

- ・対処方法などは、評価シートの中で記載されてくるとは思うが、その内容で不十分であれば、更に改善に向けた意見を求めていくことになる。

委員

- ・意見書は、褒めても良いのか。

事務局

- ・褒めても良い。

委員

- ・意見書について、上手くいっている事業については、褒めることはもちろんのこと、上手くいってない事業については、叱るような意見書ではなく、工夫できそうなことなどをまとめ、団体の後半の取り組みが上手くいくように、助言や応援していけるような内容にできれば良いのではないか。

委員

- ・そういう意味では、意見書という言葉は重たいのではないか。アドバイスなど、工夫をしたほうが良い。

事務局

- ・区民協働推進会議からの意見を、団体も区の事業関係課も、しっかり受け止めて対応をしてもらいたいということから、意見書とした。ただ、今までの委員の意見を踏まえ、表現については工夫をしていく。

座長

- ・他に意見はあるか。

- 意見なし

- ・今までの出された意見を踏まえ、事務局には、見直しをお願いする。
- ・協働事業評価制度については、次回の会議においても、議論を行う。

3 その他

事務局

- 次回開催日程の調整

座長

・本日の会議はこれで閉会する。